

第一部

東京都特別支援教育推進計画の 基本的な考え方

第1章 計画策定の背景

第2章 計画の性格

第3章 第一次・第二次実施計画の取組状況

第4章 第三次実施計画の基本的な考え方

第1章

計画策定の背景

第1章 計画策定の背景

東京都特別支援教育推進計画（以下「本計画」という。）は、約100年に及ぶ東京都（以下「都」という。）における障害のある子供への教育の歴史と成果を踏まえて策定されました。都における障害のある子供への教育は、心身障害教育^aの始まりの時代から、全国に先駆けた養護学校^b全員就学^cの時代を経て、特別支援教育^dへの時代へと大きく変遷してきています。

ここでは、本計画策定の背景となる、都における特別支援教育の歩みを概観し、これからの都の特別支援教育が目指す基本的な方向を明らかにします。

1 都における障害のある子供への教育の歩み

（1）心身障害教育の始まりから全員就学まで

ア 視覚障害児、聴覚障害児の教育

都立盲学校の源は、明治41年に創立された私立「盲人技術学校」です。この学校は、昭和6年に東京府立代用盲学校の指定を受け、昭和23年に「東京都立築地盲学校」と改称、昭和26年に「東京都立文京盲学校」となりました。

都立ろう学校は、大正15年の「東京市立聾学校」に端を発しています。この学校は、昭和18年の都制実施により「東京都立聾啞学校」と改称、昭和24年に「都立大塚聾学校」として現在地に設立されました。

イ 肢体不自由児の教育

昭和7年に「東京市立光明学校」（現：都立光明特別支援学校）が、我が国で最初の肢体不自由児のための学校として開校しました。開校当初は、教育の可能性のある者、家族による送迎が可能な者、学校生活によって疾患が悪化しない者などを入学条件としており、主に結核性骨関節疾患、弛緩性まひ、脳性まひ児等に対する教育を行いました。

その後、昭和34年に都立小平養護学校（現：都立小平特別支援学校）が開校し、養護学校義務制実施前（昭和54年）までに8校が整備されました。

ウ 知的障害児の教育

都の公立学校における知的障害教育は、大正9年の林町尋常小学校（現：文京区立林町小学校）と太平尋常小学校（現：墨田区立錦糸小学校）への特殊学級の設置に始まります。昭和22年に「品川区立大崎中学校分教場」が開設され、同分教場は昭和25年に都に移管されて「都立青鳥中学校」となり、昭和32年に「都立青鳥養護学校」（現：都立青鳥特別支援学校）となりました。

その後、昭和40年に都立王子養護学校（現：都立王子特別支援学校）が開校し、養護学校義務制実施前（昭和54年）までに20校が整備されました。中でも、昭和49年の都における全員就学の実施から昭和54年にかけては、13校が開校しています。

エ 病虚弱児の教育

大正末期から昭和15年頃までの間は、身体虚弱児のための養護学級（特殊学級）が、結核予防対策の一環として全国的に開設されました。都においても、昭和13年に「東京府立久留米学園」（現：都立久留米特別支援学校）が、昭和16年に「東京市立片浜養護学園」（のちの都立片浜養護学校：平成15年度末閉校）が開校し、肺結核の子供を中心とした転地療養によ

る教育を開始しました。

(2) 養護学校義務制の実施と都における全員就学の実施

ア 国における養護学校義務制の実施

盲・聾学校^eが昭和 23 年に義務制となったのに対し、養護学校の義務制の実施はそれに遅れること 30 余年を要しました。これは、当時の障害のある子供の出現率から見て、養護学校の対象児は盲・聾学校の数倍であったことなどから、義務制の実施に要する養護学校の整備には大変な困難が伴ったためです。

こうした中、「これまで延期されてきた養護学校における義務教育を実施に移すとともに、市町村に対して必要な収容力をもつ精神薄弱^fのための特殊学級を設置する義務を課すること」という昭和 46 年の中央教育審議会答申に基づき、昭和 48 年に文部省は「昭和 54 年から養護学校の義務制を実施する。」という予告政令を公布しました。これ以降、養護学校教育の義務制をめぐる論議や養護学校の建設、特殊学級の開設などの教育環境整備が急速に活発化することとなります。

イ 都における全員就学の実施

国の特殊教育^g行政の動向を踏まえ、都教育委員会が全国に先駆けて「昭和 49 年より全員就学を実施する。」と発表したのは、文部省の予告政令公布より 1 か月早い昭和 48 年 10 月 17 日でした。

障害のある子供の全員就学のためには、それまで学校教育の対象外と考えられ、就学猶予・免除の対象となっていた障害が重度あるいは重複する子供の就学対策や教育内容・方法の充実を図ることが必要でした。

当時の記録によれば、昭和 48 年 5 月 1 日の時点での不就学児は 1,450 名でした。都教育委員会は、これらの子供達的全員就学を達成するため「東京都心身障害教育検討委員会」を設置し、就学相談^hや学級編制、スクールバスの配車並びに教員の育成と確保など、全員就学に向けた課題の検討と解決に着手しました。その結果、昭和 49 年 4 月 3 日の全員就学開始時には、1,653 名の子供達が養護学校への就学を果たしています。

全員就学制度の実施には、都立養護学校の増設と区市町村立小・中学校の心身障害学級の増設拡充によるところが大きいと言えます。例えば、昭和 47 年当時には 12 校に過ぎなかった精神薄弱及び肢体不自由養護学校は、昭和 59 年度には 35 校まで整備されています。

都教育委員会では、その後も現在に至るまで、学校の新設、重度・重複学級ⁱの整備、スクールバスの増車、訪問教育の充実、高等部設置の促進、専門性の高い教員の育成と確保など、障害のある子供の教育環境の整備と教育内容・方法の充実に努めてきました。

(3) 特別支援教育への転換

ア 新たな教育課題への対応

養護学校義務制の実施から 20 数年が過ぎた頃、新たな教育課題が浮き彫りになってきました。小・中学校や高等学校等の通常の学級に在籍する知的な遅れのない発達障害^j（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群等）の子供たちへの対応の必要性です。

平成 14 年に文部科学省が実施した調査では、小・中学校の通常の学級には、落ち着きがな

い、こだわりが強い、コミュニケーションがうまくとれないなどの理由により、特別な支援を必要とする児童・生徒が約6%の割合で在籍している可能性があるとの結果を得ました。

こうしたことから文部科学省は、平成15年3月の調査研究協力者会議の最終報告（「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」）において、「障害の程度等に応じて特別な場で指導を行う『特殊教育』から、障害のある児童生徒一人一人の教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る。」という基本的な方向を示しました。

イ 「学校教育法」の改正と特別支援教育への転換

平成17年12月、中央教育審議会答申（「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」）により、「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した適切な指導及び支援を行う」という理念及び制度改正の方向性が示されました。

これに基づき国は、平成18年6月に「学校教育法」の改正を行い、平成19年4月をもって我が国は、従来の特殊教育から特別支援教育への転換を果たしました。これにより、これまでの特殊教育の対象であった障害（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病虚弱、言語障害、情緒障害）に加えて、知的な遅れのない発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群等）も新たに対象に含まれることになり、特別支援教育はすべての学校において実施されることとなりました。

また、従来の盲・聾・養護学校を特別支援学校[※]として一本化することや、特別支援学校が幼稚園、小・中学校、中等教育学校及び高等学校等の要請に応じて助言・援助を行う「センター的機能」が付加されました。

【特別支援教育の理念】

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

（平成19年4月1日付19文科初第125号「特別支援教育の推進について（通知）」より）

2 すべての学校における特別支援教育の充実

このように、都における障害のある子供の教育は、単一の障害あるいは比較的障害の軽い子供を対象に始まった学校の整備や教育実践が、やがて全国に先駆けた全員就学の実施によって、障害が重い子供に対しても専門的な学校教育を保障する時代につながりました。

都における施策の推進や教育実践の積み重ねは、障害のある子供の教育に関する理解推進につながり、近年の都立知的障害特別支援学校等の在籍者の増加は、専門的な教育に対する保護者や都民の期待の表れでもあると言えます。

東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）には、こうしたニーズの高まりに応じて学校整備等の教育環境や教育内容・方法の充実に努めていく責務があります。

今、障害のある子供の教育は、従前の特殊学級や盲・ろう・養護学校といった「特別な場」の枠

を越え、通常の学級に在籍する発達障害の子供も含めて、特別な支援を必要とする子供たちに対してすべての学校で実施する特別支援教育へと変遷しました。

「すべての学校で実施する」ということは、「すべての教員、保護者、児童・生徒等が関わる」ということでもあります。都教育委員会としては、障害や病気の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に向けて、すべての学校における特別支援教育の充実を図っていく必要があると考えます。

a 心身障害教育

特殊教育と同義。心身障害教育は都独自の名称である。特別支援教育への転換まで、国は「特殊学級」としていたが、都は「心身障害学級」と呼んでいた。

b 養護学校

現在の特別支援学校のこと。平成 19 年の「学校教育法」改正以前は、「盲・聾・養護学校」とされており、養護学校には精神薄弱、肢体不自由、病弱の 3 つの障害種別があった。平成 19 年の法改正によって、盲・聾・養護学校が一本化されて特別支援学校となった。都においては、視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の各学校の名称については、従前どおり「盲学校」、「ろう学校」としている。

c 全員就学

全国的に養護学校の義務制が実施されたのは昭和 54 年であるが、都教育委員会は全国に先駆けて昭和 49 年から全員就学を開始した。それに先立ち、昭和 48 年より希望者全員就学を実施している。

d 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(「特別支援教育の推進について(通知)(平成 19 年 4 月 1 日付 19 文科初第 125 号)」)

e 聾学校

都では、昭和 42 年から「ろう学校」と表記している。

f 精神薄弱

平成 11 年の「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」により、「知的障害」に改められた。

g 特殊教育

心理的又は身体的に何らかの障害のある児童・生徒は、その障害のために通常の教育内容・方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行う学校教育の一分野のこと。

平成 19 年の「学校教育法」の改正により特別支援教育への転換が図られるまで、我が国は特殊教育制度の下に障害のある子供の教育が行われていた。特殊教育制度においては、「特別な場」(特殊学級や盲・聾・養護学校)で実施される障害のある子供の教育を特殊教育としていた。

h 就学相談

障害のある児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のこと。義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会であるため、都立特別支援学校に就学する場合も区市町村教育委員会における就学相談を経由して都教育委員会に通知される。各区市町村教育委員会には、児童・生徒一人一人に最もふさわしい就学先を判断するために、教育学、医学、心理学等の専門家で構成する委員会(就学支援委員会等)が設置されている。

i 重度・重複学級

障害が重い児童・生徒で編制する学級のこと。普通学級の1学級定員が6名(高等部は8名)であるのに対し、重度・重複学級の1学級定員は3名である。

j 発達障害

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。(「発達障害者支援法」)

自閉症

自閉症は、以下の特徴によって規定され、医学でいう広汎性発達障害に含まれる障害である。

- ・人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さが見られる。
- ・言語の発達に遅れや問題がある。
- ・興味や関心が狭く、特定のものにこだわる。
- ・以上の諸特徴が、遅くとも3歳までに現れる。

これらの特徴は、軽い程度から重い程度まで見られ、一人一人の状態像は多様である。また、4～6歳頃に多動性が見られることがあるが、適切な教育や経験によって、多動性を含み、諸特徴が目立たなくなることが多い。また、自閉症は、その70%程度が知的障害を併せ有するとされており、知的機能の発達の遅れがない場合は、一般に高機能自閉症と呼ばれている。医学的には、自閉症は、現在の状態に加えて、乳幼児期の状態を踏まえて診断される。自閉症に類似するアスペルガー症候群(知的機能および言語発達の遅れや問題が目立たず、発見されにくい)の診断には、特に乳幼児期の状態の把握が必要とされている。

(文部科学省 平成16年6月：就学指導資料)

学習障害(LD: Learning Disabilities)

学習障害は、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態である。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

(文部科学省 平成18年7月：就学指導資料)

注意欠陥多動性障害(ADHD: Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder)

注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。一定程度の不注意・多動性は、発達段階の途上においては、どの児童・生徒においても現れうるものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。

(文部科学省 平成18年7月：就学指導資料)

k 特別支援学校

「学校教育法」の一部改正により、これまでの盲・ろう・養護学校は、平成19年4月から特別支援学校になった。特別支援学校の対象となる障害は、これまでの盲・ろう・養護学校の対象であった5種類の障害種別(視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱)及びこれらの重複障害である。「学校教育法」の一部改正により、都道府県等の判断でこれまでどおりの特定の障害に対応した教育を行う特別支援学校に加え、複数の障害(2～5障害種別)に対応した教育を行う特別支援学校の設置が可能になった。

【参考文献】

- ・「全員就学15年のあゆみ - 東京都の心身障害教育 - 」 平成元年3月 東京都教育委員会
- ・「心身障害教育通信 1～38」 平成5年11月 東京都教育委員会